

「四街道市いじめ防止基本方針」（改定案）に係る意見提出手続
 において提出された意見の概要と市の考え方

平成30年9月3日（月）から平成30年10月3日（水）に「四街道市いじめ防止基本方針」（改定案）に係る意見提出手続を実施したところ、以下のとおり、意見の提出がありました。

○提出者数 1人

○意見件数 1件

意見の概要とその意見に対する市の考え方は以下のとおりですので公表します。

「市の考え方の区分」	修正	= 意見を反映し、案を修正した
	原案どおり	= 案を修正しなかった
	その他	= 感想、この案件以外の意見等

意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>第8章「重大事態への対処」の「教育委員会または市立学校による調査」の（5）で、調査結果を教育委員会から市長に報告する際に、「いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることができる」とあるが、文末を「添えるものとする」と修正すべきである。「添えることができる」という表現では、「添えないこともできる」ことになり、いじめの被害者側に十分な情報提供がなされることは保障されない。</p>	<p>ご意見をいただいた部分の文末は、原案では「調査結果の報告に添えることとする」となっております。いじめを受けた児童生徒とその保護者の意向を確認し、希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添付して市長への報告を行うことから、いじめを受けた児童生徒とその保護者の意向は尊重されると考えます。</p>	原案どおり